別紙

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の概要

多摩市には、多種多様な公共施設が整備され、市民の貴重な財産として日々活用されています。一方、これらの施設には、維持管理のための経費がかかり、その多くは、皆さんからの税金と施設を利用する方からの使用料等によって賄われています。

市では、将来にわたって安定した施設サービスを提供するため、適正に負担を分かち合い、施設を大切に守っていくという観点から、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を策定し、共通的なルールにより各施設の使用料を設定することを基本としています。

■ 基本方針の３本の柱

|  |
| --- |
| １．利用者負担の原則（第１の柱）  多摩市には多種多様な公共施設が整備され、その維持管理経費は市民の皆さんからの税金と施設を利用する方からの使用料等によって支えられています。利用者にとって使用料は、より低いほうが望ましいものですが、その場合、施設の維持管理や運営経費の不足分は税金、つまり市民全体で負担することになります。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要です。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２．共通的な使用料算定ルールの確立（第２の柱）  使用料算定ルールを確立し、明らかにすることは、利用者が使用料の根拠を知ることや納税者が税負担の適正性を検証する上でも重要です。そこで、統一的な方法で把握した原価（施設利用にかかる費用）を、施設の性質別に設定した負担率に応じ、利用者による負担と市民全体の税による負担とで分かち合う方式を「基本ルール」とします。  (1) 基本ルール  使用料の算定は、以下の基本式により行うものとします。  **使用料の目安　＝　原価　×　施設の性質別負担率**  (2) 原価について  原価（施設の利用にかかる費用）については、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や物件費等と共に、施設整備にかかる経費（公債費の利子分や減価償却費）を含めて算定しています（詳細は表１のとおり）。なお、施設で行われる催し物などに要する経費については除外しています。  【表１】費用の項目   |  |  | | --- | --- | | **項　目** | **説　　明** | | 人件費 | 施設の維持管理や運営に係る職員人件費 | | 物件費 | 光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費 | | 維持補修費 | 修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費 | | 補助費等 | 火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理・運営に係る補助金など | | 減価償却費 | 建物等の減価償却費の当該年度分 | | 公債費（利子分のみ） | 当該年度に返済した公債費の利子分 | | 債務負担行為支出額  （利子分のみ） | 割賦による土地購入費等に係る債務負担行為支出額の年度利子分 | |
| ○会議室等の貸し切り利用の場合の原価計算  会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切りで利用する場合については、１㎡・１時間あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。（利用率が100%の時に、負担割合【※】に達する仕組みとなっています。）  施設の年間維持管理経費 ÷ 施設面積 ÷ 年間使用可能時間 ＝ １㎡・１時間あたりの原価  ○個人利用施設の場合の原価計算  温水プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人あたりの原価を計算します。（利用者目標人数に達した時に、負担割合【※】に達する仕組みとなっています。）  施設の年間維持管理経費　÷　施設利用者目標数　＝　一人当たりの原価  　　　※【(3)ウ各施設の性質別分類及び利用者負担率】を参照  (3) 施設の性質別負担率  多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設毎のサービスの性質を考慮しながら、施設を分類し、その公共性に応じて、利用者と市民が納める税で適正に負担を分かち合うことが必要となります。そこで、双方のバランスを図り、負担の公平性、公正性を確保するため、以下の３つの基準により施設を性質別に分類し、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定します。  ア　性質別分類基準  ○　基礎的か基礎以上かによる基準　（必需性）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 基礎的  (必需的)  基礎以上  (選択的) | 高い | Ⅰ | ○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設 | |  | Ⅱ | ○一定の公益性のもとに、特定の利用者の利便を図る施設 | | 低い | Ⅲ | ○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設　⇒民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い |   ○　民間による類似施設の提供の有無による基準　（市場性・収益可能性）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 民間による提供なし  （非市場的）  民間による提供あり  （市場的） | 低い | ア | ○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない（困難な）施設 | |  | イ | ○収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設 | | 高い | ウ | ○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設 |   ○　地域施設か全市的な施設かによる基準   |  |  | | --- | --- | | 地域施設  （地域活動を活性化させる施設） | ○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設  ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる  ⇒地域活動を活性化させる施設 | | 全市的施設  （市内全域的に利用される施設） | ○市内に１箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域（市外）を対象としている施設 | |
| イ　性質別分類表  　　性質別分類表は、横軸を「基礎的か基礎以上かによる基準」、縦軸を「民間による類似施設の提供の有無による基準」とし、下表の分類により「利用者負担」と「税（市民）による負担」の割合が決まります。  さらに、平成29年5月に基本方針を改訂した際、「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、「利用者負担」の割合が１段階低くなる分類とし、「全市的施設」に該当する場合は、変更しないものとする考え方を導入しました。    ウ　各施設の性質別分類及び利用者負担率  　各施設の性質分類及び利用者負担率は下表のとおりです。  　　地域施設に該当する「コミュニティセンター」、「地区市民ホール」及び「コミュニティ会館」は、分類「C」から分類「B」とします。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | **分類** | **利用者**  **負担率** | **施　　設** | | | **基本ルールによらない**  **算定を認める施設** | | **Ａ** | 0% | 児童館 | 老人福祉館 |  |  | | **Ｂ** | 25% | コミュニティセンター | 地区市民ホール | コミュニティ会館 |  | | **Ｃ** | 50% | 公民館（会議室） | 消費生活センター | ＴＡＭＡ女性センター | 陸上競技場　武道館 | | 総合福祉センター | 資源化センター |  | 八ヶ岳少年自然の家 | | 旧多摩聖蹟記念館 | 古民家 | 公園内有料施設 |  | | **Ｄ** | 75% | 公民館（ホール・ギャラリー） | 温水プール |  | 総合体育館　屋外体育施設 | |  |  |  | パルテノン多摩 | |  |  |  | 学校開放施設　駐輪場 | | **Ｅ** | 100% |  |  |  | 駐車場 | |
| (4) 基本ルールによらない算定を認める場合の要件  基本方針による算定ルール（基本ルール）を使用料算定の原則としますが、次の理由により基本ルールによる算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものとします。  **ア　法令などにより使用料を徴収することができない場合**  小中学校、図書館  **イ　法令などにより算定基準が定められている場合**  市営住宅  **ウ　提供されるサービスの対価による場合**  保育園、学童クラブ  **エ　近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合**  ・利用者の適正化を図る（金額差による市民の他市施設利用、他市民の市施設利用の是正）  ・類似施設との競争力を保つ  ・民間施設との整合性を図る  ・原価の算出が困難　　　　　など |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３．無料・減免規定の見直し（第３の柱）  (1) 新しい減免基準について  利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。減免規定を適用する場合は、市民の皆さんに分りやすく、誰から見ても必要と考えられる範囲に限定します。  (2) 柔軟な使用料設定・利用承認  以下に掲げる範囲の中で、施設の状況に応じて、柔軟に使用料を設定できるようにします。  また、施設の有効活用が図られるよう、施設管理者が施設運営に支障がない範囲内で柔軟な利用承認ができるようにします。   |  |  | | --- | --- | | **区　分** | **内　　　容** | | **曜日・時間別 割増・割引** | 稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。 　設定できる範囲は、算定された使用料の７５～１２５％の範囲内とします。 　※　早期割引との併用は不可とします。 | | **早期割引** | 稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。 　設定できる範囲は、算定された使用料の７５％までとします。 　※　曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。 | | **直前割引** | 利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。  設定できる範囲は、算定された使用料の５０％までとします。 | | **市外割増** | 市外利用者について、公平な負担の観点から割増をすることができます。 　設定できる範囲は、算定された使用料の２００％までとします。 | |

■ 急激な負担への配慮

新たに算定した使用料の目安が、現状の使用料を大幅に上回る場合の利用者の急激な負担増を

避けるため、改定上限率の目安を設定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行料金 | 改定上限率 |
| ２５０円以下 | １００％ |
| ２５０円を超え５００円以下 | ８０％ |
| ５００円を超え１，０００円以下 | ５０％ |
| １，０００円を超え３，０００円以下 | ４０％ |
| ３，０００円を超え１０，０００円以下 | ３０％ |
| １０，０００円を超える | ２０％ |

※　個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人あたりの負担増につながる

ことから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行料金 | 改定上限率 |
| １００円以下 | １００％ |
| １００円を超える | ５０％ |